

鳥取県告示第七百三十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
八東町農用地利用増進規程	昭和五十四年八月二十二日	八頭郡八東町大字北山八東町役場
鹿野町農用地利用増進規程	"	気高郡鹿野町大字鹿野鹿野町役場
関金町農用地利用増進規程	"	東伯郡関金町大字関金宿関金町役場
北条町農用地利用増進規程	"	東伯郡北条町大字土下北条町役場
淀江町農用地利用増進規程	"	西伯郡淀江町大字淀江淀江町役場
日野町農用地利用増進規程	"	日野郡日野町根雨日野町役場

鳥取県告示第七百三十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の四第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の変更の認可をした

ので、同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	変更後の農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
郡家町農用地利用増進規程	昭和五十四年八月二十二日	八頭郡郡家町大字郡家郡家町役場
大山町農用地利用増進規程	"	西伯郡大山町関信大山町役場

鳥取県告示第七百四十号

昭和五十四年六月四日付けで八東町から申請のあつた土地改良（中南第二地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

昭和五十四年七月十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(土居地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良(西新田場地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田奥一八五四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「一次の図は」、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

昭和五十二年二月鳥取県告示第九十四号(公有水面の埋立ての免許について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 十五 字町田浜 字東町田浜

二 下 八 三 四

二 下 十 字町田浜 字東町田浜

昭和五十三年一月鳥取県告示第九十号(公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

八 上 十九 字町田浜 字東町田浜

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】